

# 武器等製造法に基づく立入検査要領

この要領は、武器等製造法（昭和28年法律第145号。以下「法」という。）第25条第1項の規定に基づき、猟銃等製造事業者又は猟銃等販売事業者の工場、事業場、店舗、事務所又は倉庫（以下「猟銃等製造事業者等」という。）に対し、奈良県知事が職員に立入検査を行わせることに関し、必要な事項を定めるものとする。

## 1 目的

立入検査は、猟銃等の不正流通の防止、盗難事故等の未然を図り、もって公共の安全を確保することを目的とする。

## 2 奈良県公安委員会との協力

立入検査に当たっては、奈良県公安委員会が行う立入検査と総合的に運用できるよう配慮する。

## 3 立入検査の種別及び検査頻度

立入検査の種別及び検査頻度は、次に掲げるとおりとする。

### (1) 定期立入検査

法第17条による許可を受けた者、若しくは法第19条による許可を受けた者については、原則として年1回立入検査を実施する。

### (2) 臨時立入検査

前項に関らず、臨時立入検査を実施する場合は次の各号に定める場合とする。

ア 新たに猟銃等の製造の事業若しくは販売の事業を開始した場合

イ 猟銃等の製造の事業若しくは販売の事業の廃止をした場合

ウ 定期立入検査又は臨時立入検査において、法令違反を発見し指導を行ったものについて、その後の状況を確認するために行う場合

エ 奈良県公安委員会が行う立入検査と併せて行う必要のある場合

オ その他特に必要があると認める場合

## 4 立入検査に係る実施計画の策定

(1) 立入検査に係る実施計画（以下「立入検査計画」という。）は、毎年度当初において、前条に掲げる頻度で行えるよう策定するものとする。

(2) 立入検査計画は、必要に応じて随時変更することができる。この場合、変更理由等を記録することとする。

## 5 立入検査の実施

### (1) 検査日の通知

立入検査の実施に当たっては、猟銃等製造事業者等に対し、原則として立入検査実施予定日の2週間前までに実施日時を通知することとする。

ただし、臨時立入検査については、この限りでない。

### (2) 検査日等の変更

猟銃等製造事業者等へ前項の通知到達後、検査日等の変更について要請があった場合は、立入検査の実施に支障がない限度において検査日等を調整することとする。

### (3) 立入検査の実施体制

ア 立入検査は、原則として2名以上の職員で実施することとする。

イ 立入検査に従事する職員は、必ず所定の立入検査証を携帯し、相手方から提示を求められた場合はこれを提示しなければならない。

## 6 立入検査の方法

立入検査は、「武器等製造法に基づく立入検査調査票」(様式1)の検査(指導)事項に従って実施するとともに、帳簿等によりその内容の整合性に注意しながら確認する。ただし、検査時間等の制約で立入検査調査票に掲げる全ての事項について検査できない場合は、適宜必要な事項について重点的に検査する。

## 7 検査実施上の注意事項

(1) 検査開始の際に、「本検査は、武器等製造法第25条第1項に基づき行われる立入検査であること」を猟銃等製造事業者等に説明すること。

(2) 本検査を拒み、又は質問に関して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者には、罰則規定が適用されることを必要に応じ教示すること。(法第34条)

(3) 検査を実施する際には、以上の検査のほか、法の内容、各種情報等についても説明を行い、猟銃等製造事業者等の保安意識の啓蒙に努めること。

(4) 検査結果において、改善を要する事項がある場合には、その場において法令違反の内容を指摘し、改善方法を具体的に指示すること。

(5) 重大な法令違反が存在する場合は、奈良県公安委員会に通報すること。

## 8 立入検査の報告等

(1) 立入検査に従事する職員は、検査終了後速やかに「武器等製造法に基づく立入検査報告書」(様式2)を作成し、担当課長に報告しなければならない。

なお、作成に当たっては、検査において指摘した事項、改善項目等の内容を必ず記入しなければならない。

(2) 検査結果において、改善を要する事項があった場合には、検査後速やかに書面にて指導を行うこととする。

- (3) 書面にて改善を指導した場合は、猟銃等製造事業者等に対して「改善報告書」(様式3)により報告を求めることとする。
- (4) 改善結果については、猟銃等製造事業者等から改善状況を記した報告書及び関係資料を徴収するとともに、必要に応じて再度立入検査を行うことにより、改善状況を確認することとする。

#### 附 則

この要領は、平成28年 7月22日から施行する。